

平成26年第2回平取町議会定例会（開会 午後 2時00分）

議長

皆さん今日は午後からの会議ということで、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって1番櫻井議員、2番丹野議員を指名します。

日程第2、議案第14号平成26年度平取町一般会計予算、

日程第3、議案第15号平成26年度平取町国民健康保険特別会計予算、

日程第4、議案第16号平成26年度平取町後期高齢者医療特別会計予算、

日程第5、議案第17号平成26年度平取町介護保険特別会計予算、

日程第6、議案第18号平成26年度平取町簡易水道特別会計予算、

日程第7、議案第19号平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、

以上議案6件を一括して議題とします。平成26年度平取町各会計予算については、予算審査特別委員会に付託して審査をしておりますので、その結果について委員長に報告を求めます。1番櫻井議員。

1番
櫻井議員

1番櫻井です。報告の前に、まずもって、委員各位には連日長時間にわたりまして、議案の審議に全力を傾注し、精力的にご審議をいただきまして、厚く御礼を申し上げたいと存じます。また、町長はじめ課長各位の審査に寄せられましたご協力に対し感謝を申し上げるところでございます。それでは、平成26年第2回定例会において当予算審査特別委員会に付託されました議案第14号から19号までの平成26年度平取町各会計予算の6議案について、審査の経過と結果を会議規則第75条の規定によりましてご報告申し上げたいと存じます。当委員会は、先に提案説明のあった予算の審議にあたり、質疑等を通じて疑問点をただしながら予算内容の細部にわたり慎重なる審査を行ってまいりました。また、過去に行った一般質問や委員会審議での議論を充分反映した予算案となっているかという点につきましても、審査の重点事項としたところがあります。平成26年度各会計予算は、一般会計をはじめとして総額80億6961万8千円で前年度当初予算と比較すると5.3%減となるものでありますが、第5次総合計画と連動する財政収支計画との整合性はほぼ図られた編成となっております。いずれにしても、貴重な財源を有効かつ効果的に活用できるよう編成されたものと判断するところであります。なお、審査の過程において、今後改善を加えるべき指摘要望事項がありますので、以下、その要点を申し上げます。はじめに、財源確保についてであります。政府によるデフレからの脱却を図る各種施策により、景気が徐々に上向しているとのことですが、地方においては、その実感がまだまだ感じられない状況となっていて、消費税増税による景気の減速なども懸念されるなか依然として地方財政は厳しい状況下で推移していくものと予想されます。このようなことから、町税等における自主財

源の確保を図るため課税客体の的確な把握や徴収方法の見直しによる徴収率の向上に全力を挙げて、努力されることを要望しますとともに、不納欠損処理については、事前に可能な限りの対策を十分に講じられ、納税者の公平感を失うことのないよう万全を期されることを強く要望いたします。なお、収納全般にわたっては、町税等収納促進特別対策要綱に基づき収納率の向上に努めているものと思いますが、期限までに納入している者との不公平感が生じないように配慮願います。特に、町営住宅使用料や住宅改良資金貸付金は、保証人を含めての回収方法や、町税、国保税以外の使用料や手数料における制限条例の適用などについても早期に検討願います。また、歳入の根幹をなす地方交付税については、人口減少や東日本大震災の影響などもあり、先行き不透明ではありますが、国の動向を的確に把握し、対象需要額適格な計上により、その確保に最善の努力を払われることを切望いたします。町債、債務負担行為については、重要性や緊急性、投資的効果等を十分精査され、計画に基づき、より慎重に活用されるよう配慮願います。このほかびらとり温泉施設にかかる指定管理においては、その指定業者からの納付金の取り扱いについては、今後、その積算基準の明確化が図られますよう、協定書の見直しについての再検討を強く要望いたします。次に歳出であります。人件費の削減と事業の効率化を図るため、各種業務について民間委託を進めておりますが、雇用拡大による町民の生活安定のためにも、町での直接雇用の拡大へ配慮願いますとともに、人的面や民間委託関係を協議する行政改革については、議会への説明と協議がなされるべきと考えます。また、公の施設の指定管理についてであります。びらとり温泉の新施設が完成し、平成26年7月にリニューアルオープンの予定となっておりますが、特に福祉的要素も兼ね備えた施設であることや、町内同業者への影響を極力少なくすること、また地域の活力が積極的に活用されるよう、運営方法についても配慮願います。また、二風谷ファミリーランドの整備や管理委託についても、町民の利便性を考慮し、びらとり温泉の管理者と連携の上、一体となった運営を進めながら、民間におけるノウハウ等を幅広く活用するなかで町民に親しまれるびらとり温泉が継承されていくことを切望するものであります。このほか各分野において、多くの議員からさまざまな意見が出されましたが、いずれにしても歳出の適正な執行と効率的な運用により一般会計の健全な運営を後年度に引き継がれるような財政運営を強く要望するものであります。次に、特別会計についてであります。国民健康保険特別会計について、今後においても、医療費の動向や、決算状況などを見きわめながら、保険税率を精査し決定されるよう配慮願います。また、各種保健活動を通じて被保険者の健康管理、健康教育等に努め、医療費の削減が図られるよう努力願います。次に、介護保険特別会計についてであります。平成27年度から始まる第6期高齢者保健福祉介護保険事業計画策定に向けて本年度はこれまでの計画の最終年として、一層質の高い介護サービスの展開を図り、さまざまな検証に基づく次期計画に大きく活かされることを期待しております。次に、簡易水道特別会計であ

ります。今までも配水管の老朽化により、毎年敷設替えを行っておりますが、水道水は町民のライフラインともなっていることから、改修計画に沿って早急かつ効率的な改修に努められるとともに、日常における各施設の維持管理に努め、低廉で良質な生活用水が町民に供給されるよう配慮願います。次に、国民健康保険病院特別会計であります。常勤医師3名と出張医により診療体制の充実を進めておりますが、一般会計からの繰入については前年度対8.7%増の2億9300万円あまりが計上されており、依然として厳しい経営となることが見込まれております。地域に密着した質の高い医療サービスを継続していくため、具体的な経営指標を掲げ、病院スタッフが共通認識のもとで早期に経営の安定化が図られるよう望みます。以上、当委員会における指摘要望事項であります。このほかにも審査において出された各委員からの意見要望等がありますので、それら諸点を尊重され、効果的かつ適正に本予算を執行されますよう期待しております。なお、お手元の報告書のとおり、平成26年度平取町一般、特別会計予算6議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上をもちまして予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

ただいま予算審査特別委員会委員長より報告がありましたとおり、議案第14号から議案第19号までの平成26年度平取町各会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定したとの報告であります。質疑を省略して討論を行います。

日程第2、議案第14号平成26年度平取町一般会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は可決です。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第2、議案第14号平成26年度平取町一般会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第15号平成26年度平取町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は可決です。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第3、議案第15号平成26年度平取町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第16号平成26年度平取町後期高齢者医療特別会計予算に対

する討論を行います。本案に対する委員長報告は可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、議案第16号平成26年度平取町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第17号平成26年度平取町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第17号平成26年度平取町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第18号平成26年度平取町簡易水道特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第18号平成26年度平取町簡易水道特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第19号平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第19号平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第20号平取町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第20号平取町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。これは平取町営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。1枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。対

照表の改正案の欄でございます。現在の管理条例の第5条に1項を加えるものという内容になってございます。これを4項といたしまして、4 町長は第1項及び第2項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、規則で町営住宅に入居できる者の資格について制限を加えることができる。との条文を追加してございます。これは町営住宅の使用料等の滞納が解消されない状況等に鑑みまして、納税等に不誠実な滞納者に対し、制限を加えることにより、滞納の解消、抑止、誠実に納入いただいている町民への不公平感の解消、徴収等に関する町民の信頼等の確保を図る目的で改正を行うものでございます。本日参考といたしまして、この条例の改正に伴う規則の改正案もお示しさせていただきたいと存じます。別紙をご覧くださいと思います。平取町公営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則ということでございまして、条例第5条の4項の追加に伴いまして、入居者資格の制限を次のとおり、規則で第5条を加えまして、規定するというものでございます。入居者資格の制限ということで、第5条入居者及び同居予定者は、条例第5条第1項各号及び第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる条件を具備しなければならない。(1) 町税等の滞納がないこと。ということで、ア 町民及び町民であった者は、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、保育料、町営住宅使用料、単身者住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料、建物貸付料、職員住宅使用料、教員住宅使用料、社会福祉資金貸付金償還金、アイヌ住宅改良等資金貸付金償還金、奨学資金貸付金償還金、水道料金、生活雑排水処理施設使用料(以下「町税等」という。)の滞納がないこと。としてございます。イ といたしまして、町外者におきましては税金の滞納がないこととしております。(2) 滞納訴訟や迷惑行為等による明渡し請求や勧告により町有建物を退去したことがないこと。(3) 届出をしないで町有建物を退去したことがないこと。(4) その他、当町との信頼関係の破壊につながる行為を行ったことがないこと。としてございます。2項といたしまして、ただし、災害その他の特別な事情がある場合においては、その詳細を記した書類等を提出させ、町長がその事情を認めるときは、この限りでない。というような規則の改正案とさせていただきたいというふうに考えてございます。この町税等の滞納者等についての入居に関しての制限でございますけれども、現在まで規則等での特段の規定がなく、前述した条例改正の趣旨の通り、制限を規定いたしまして、明文化することで、滞納の解消、抑止を図ることにつなげるものでございます。また、過去の公営住宅入居を希望された方も、それぞれの経済的な事情等がある場合があるということなどを鑑みましてどうしても制限条件を満たせない方もいるとのことが推測されるため、ただし書きといたしまして、2項をつけ加えさせていただいております。また、本条文の追加によりまして、現行規則での第15条連帯保証人の資格につきましても、改正第5条の規定を適用するということとしたいと考えてございます。以上、議案第20号平取町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、管理規則の改正案とあわせ、説明をさせていただきます。

ましたので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第20号平取町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第21号平取町単身者住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり
課長

議案第21号平取町単身者住宅管理条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。これは、前議案第20号同様の改正となっておりでございます。平取町単身者住宅管理条例の一部を改正するものでございまして、1枚めくっていただいて、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。改正案の欄でございまして、第4条に1項を加えるものでございまして、これを2項といたしまして、町長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、規則で住宅に入居することができる者の資格について制限を加えることができる。という条項を追加するものでございます。これも先ほど説明したとおり、こういった規制を加えることで納税等に不誠実な滞納者に対する制限を加えるというようなことでの滞納等の解消等につなげていくというものでございます。参考として、また同様に規則の改正案もお示しさせていただきたいと存じまして、平取町単身者住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則ということでございまして、これは、第4条を加えるということでございます。第4条入居者資格の制限、入居者は、条例第4条1項に掲げるもののほか、次に掲げる条件を具備しなければならない。ということにしてございます。以降は、第20号で説明した内容と同様でございますので、省略をさせていただきたいと存じます。以上、議案第21号平取町単身者住宅管理条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げましたので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。6番千葉議員。

6番
千葉議員

6番千葉です。この単身者住宅の管理条例の関係でございまして、例えば親の、例えば高校通って卒業してこの単身者住宅を求めたとき、その同居してた親にですね、同類の条項がいわゆる条例に対して、あれば、やっぱりその子どもにもこういった不利益が生じるのか、それともまったくそういうことは

関係なしに入居者本人の、なんというんですか、そういった状況で判断されるものか、確認の意味で伺っておきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

お答え申し上げます。条例上では本人及び連帯保証人がこのような滞納等があれば、制限を加えるということでございます。

議長

ほかございますか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第21号平取町単身者住宅管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第22号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案第22号公の施設に係る指定管理者の指定について、ご説明いたしますので議案のほうをご覧ください。今回の提案につきましては現在のびらとり温泉の指定管理期間が3月31日で終了いたしますけれども、新びらとり温泉の開業が7月1日と予定されますことから、4月から6月までの3か月間につきまして、現在の温泉を継続営業することから、指定管理期間を延長しようとするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平取町公の施設に係る指定管理者の指定について議会の議決を得ようとするものであります。管理を行わせる施設の名称につきましては平取町老人福祉センターで、施設の所在地につきましては、沙流郡平取町字二風谷94番地1でございます。指定管理者となる団体の名称につきましては株式会社アンビックスで、管理を行わせる期間につきましては、平成26年4月1日から平成26年6月30日までの3か月間でございます。選定の理由につきましては、平取町公の施設に係る指定管理者選定委員会にて次のとおり、公募によらない方法をとる理由として評価したことによります。現在の平取町老人福祉センターの指定管理期間につきましては平成26年3月31日をもって終了するが、新びらとり温泉の開業について平成26年7月1日を予定しているところであり、平成26年4月1日から6月30日までの期間について、現在の施設での営業を行うために管理者選定を協議した結果、現在の指定管理者である株式会社アンビックスを指定することが有益であると総合的に判断できることによります。なお指定管理の協定内容につきましては基本的に現在の内容を引き継ぐものでありますけ

れども、指定管理料につきましては現在の指定管理料からファミリーランド再委託分を除き、月割で出した金額の3か月分としております。先日の全員協議会で説明をさせていただきましたところでございます。以上、議案第22号公の施設に係る指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第22号公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

日程第11、意見書案第3号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。1番櫻井議員。

1番
櫻井議員

1番櫻井です。朗読をもちまして、説明に代えさせていただきたいと思えます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第11、意見書案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、意見書案第3号については原案のとおり可決しました。

日程第12、意見書案第4号特定秘密保護法の廃止を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。1番櫻井議員。

1番
櫻井議員

1番櫻井です。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番四戸議員。

3 番
四戸議員 3 番四戸です。反対だとかそういうことなく、文章的な面で、ちょっとお聞き
したいと思うんですけども、下からですね 10 行目のね、非常に大きな問題
があるというという意味がちょっと理解できないんですが。

議長 1 番櫻井議員。

1 番
櫻井議員 (マイクなし)

議長 文言、あとで後ほど訂正した文書に書きかえます。ほかにございせんか。そ
れでは、質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありません
か。
(討論なしの声)
討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第 12、意見書案第 4 号
について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手多数です。従って、日程第 12、意見書案第 4 号については原案のとおり
可決しました。
日程第 13、意見書案第 5 号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書案の
提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。6 番千葉議員。

6 番
千葉議員 6 番千葉です。労働者保護ルール改悪反対を求める意見書案、朗読をもって説
明に代えさせていただきます。
(意見書案朗読)

議長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。
(討論なしの声)
討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第 13、意見書案第 5 号
について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手多数です。従って、日程第 13 意見書案第 5 号については原案のとおり可
決しました。
日程第 14、意見書案第 6 号 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書案の提出
についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。6 番千葉議員。

6 番 6 番千葉。 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書案朗読をもって説明に代え

千葉議員

させていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第14、意見書案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、意見書案第6号については原案のとおり可決しました。

お諮りします。承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりです。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

以上で議案の審議が終了しました。本定例会に付されました事件の審議状況を報告します。議案第22件で原案可決22件。請願4件で委員会付託3件、採択1件。報告3件で、採択3件。意見書案4件で原案可決4件。承認1件で決定1件。以上のとおりとなっております。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。従って、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定しました。平成26年第2回平取町議会定例会を閉会します。

(閉 会 午後 2時50分)

議長

平成26年3月定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

(議長、町長、退職課長より挨拶)